

議 長 日程第9「議案第33号令和5年度松田町一般会計補正予算（第3号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第33号令和5年度松田町一般会計補正予算（第3号）。
令和5年度松田町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,100万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,917万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条の第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第4条、地方債の変更は、「第4条 地方債補正」による。

令和5年8月22日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第33号令和5年度一般会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、コロナワクチン接種体制整備事業の補助金や、子ども子育て支援交付金などの事業確定に伴う返還金、また地方交付税や前年度繰越金の確定、そして社会福祉法人への補助金や地域医療介護総合確保基金補助金、また介護保険事業特別会計への繰出金などによる補正となります。

それでは4ページ、5ページをお開きください。初めに、第2表繰越明許費でございます。今回の繰越明許費につきましては、民間の事業者から企業版ふるさと納税の寄附があり、国に提出している町地域再生計画に定めている社会教育推進事業、いわゆるスポーツと観光を融合させ、地域のコミュニティーの強化、また松田町の豊かな自然の環境、観光資源を知ってもらうための松田への交流人口や関係人口を増加させ、移住定住につなげていくことを目的とする

ものでございます。この事業名、スポーツツーリズム推進事業でございますが、歳出予算の経費のうちですね、スポーツや観光など年間を通じてですね、実施する事業となりますので、その性質上、年度内にその支出が終わらない見込みがあることから、ここで翌年度に繰り越して使用する補正をさせていただくものでございます。

続きまして、第3表債務負担行為補正でございます。まず、追加補正でございます。1つ目の子育て支援センター・ファミリーサポート事業委託につきましては、令和5年度から8年度、限度額4,941万5,000円となります。3年間の事業運営委託によるもので、これから執行に向けた準備を進めるため、ここで補正をさせていただくものでございます。

続きまして、松田町寄自然休養村管理センター等指定管理委託料につきましては、令和6年度から10年度までの5年間の指定管理委託料といたしまして、こちらも執行準備を踏まえて、ここで補正をするものでございます。限度額につきましては、430万円となります。

次に、債務負担行為の変更でございます。こちらは西平畑公園内施設警備委託料でございます。令和5年の7月からハーブ館の警備委託料につきましては、指定管理者の業務となりましたので、この経費分を減額し、補正前限度額155万7,000円を110万8,000円に変更するものでございます。

続きまして5ページ、第4表の地方債の補正の変更でございます。こちらは令和5年度の臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い、ここで978万4,000円を減額し、補正後の限度額を3,021万6,000円とするものでございます。臨時財政対策債につきましては、地方交付税とリンクする制度でございます。地方交付税特別会計の財源不足の穴埋めとしてですね、地方公共団体がみずから地方債を発行させる制度で、その償還に要する費用につきましては、後年度の地方交付税で措置されるものでございます。

それでは12、13ページ、事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。款、項、目、節、地方特例交付金でございます。こちらは毎年度算定する減税に伴う地方税の減収額の一部を補填するため、地方税に代替的な性格

を有する財源といたしまして、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律に基づいて交付されるものでございます。内容につきましては、個人住民税減収補填、特例交付金によるものでございます。こちらにつきましては、消費税増税に伴い、需要の平準化により、地方公共団体の減収を補填するもので、地方財政計画に基づき7月の31日付で交付額の決定がありましたので、住民税、住宅ローン等減収補填特例交付金の増額により70万5,000円をここで増額補正するものでございます。

続きまして、款、項、目、節、地方交付税、説明欄は普通交付税でございます。こちらは、自治体間の財源の偏在を調整することを目的に国が必要な財源の確保と交付基準の設定を行い、地方行政の計画的な運営を保障するものでございます。交付税法第10条第3項により交付決定がここでもございましたので1,413万6,000円を増額補正をし、普通交付税総額を12億1,413万6,000円とするものでございます。主な要因といたしましては、地方交付税法による地方財政計画の見込額より臨時財政対策債の振替額の減額に伴い、基準財政収入額の減少、減額によるものが大きな要因でございます。

続きまして、款、使用料及び手数料、項、使用料、目、公園使用料、節、西平畑公園使用料でございます。指定管理者の選定に伴い、ここです、3,774万7,000円を減額補正するものでございます。内訳にいたしましては、西平畑公園駐車場使用料1,086万3,000円、ふるさと鉄道使用料188万4,000円、西平畑公園入園料2,500万円の減額補正となります。

続きまして、項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金、説明欄、子ども・子育て支援国庫交付金47万3,000円でございます。新型コロナウイルス感染症に係る地域子ども・子育て支援事業継続支援事業や学童保育事業での追加分として、ここで補正するものでございます。また、節、児童福祉費国庫補助金の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、40万円を増額補正を行うものでございます。

次に、項、国庫補助金、目、衛生費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費補助金では33万円の補正でございます。システ

ムアウトソーシング等負担金といたしまして、秋から行う接種券の追加分となります。

次に、目、国庫補助金、土木費国庫補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金、括弧といたしまして都市計画関連でございます。こちらは814万2,000円を減額補正するものでございます。こちらは再開発支援事業、いわゆる新松田駅周辺地域整備促進支援及び設計業務分での当初予算に対して内示率の減少による減額補正となるものでございます。

次に、目、教育費国庫補助金、節、保健体育費国庫補助金につきましては、当初予算計上のスポーツ振興補助金につきまして不採択ということになってしまいましたので、ここで200万円の歳入を減額するものでございます。

続きまして、款、県支出金、項、県補助金、目、総務費補助金、説明欄、市町村事業推進交付金でございます。こちらは鳥獣保護管理対策事業費20万円の補正でございます。歳出の有害獣防護柵設置費補助金、2分の1の補助事業となります。

続きまして、目、民生費補助金、説明欄、地域医療介護総合確保基金（介護分）でございます。事業費補助金につきましては、歳入同額の4,115万1,000円を補正するものでございます。町内に整備する介護サービス事業所の整備にかかる費用や開設準備経費に伴うものでございまして、10分の10の補助事業となります。

続きまして、14、15ページになります。項、県補助金、目、民生費補助金、説明欄、子ども・子育て支援交付金、国庫同額の47万3,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、目、農林水産業費補助金、説明欄、水源の森林づくり協力協約推進事業補助金5万8,000円を補正するもので、歳出の森林整備分に対し、ここで補正をさせていただくものでございます。

続きまして、目、教育費補助金、節、幼稚園費補助金、説明欄、教育支援体制整備事業費補助金25万円を補正するものでございます。歳出の感染症対策事業費の松田幼稚園分に伴う補正で、2分の1の補助事業となります。

次に、款、項、寄附金、目、特定寄附金、説明欄につきましては、まち・ひと・しごと創生寄附金で3件分3,210万円を補正するものでございます。

続きまして、款、繰入金、項、基金繰入金、目、新松田駅周辺整備基金繰入金につきましては、補助金の減額によりですね、ここでその同額814万2,000円を基金より繰り入れるための補正を行うものでございます。

続きまして、款、項、目、繰越金、節、前年度繰越金につきましては、令和4年度決算に伴い令和5年度の繰越金が確定したので、ここで2億4,510万8,000円を増額補正をし、総額3億8,510万8,000円とするものでございます。

次に、款、諸収入、項、事業収入、目、ハーブガーデン収入につきましては、説明欄、ハーブ館収入を1,536万5,000円減額補正するものでございます。本件につきましても、指定管理者の選定に伴い、ここで減額補正するものでございます。続きまして、諸収入、雑入の過年度収入では、低所得者介護保険料軽減負担金過年度収入10万5,000円、障害者医療費国庫負担金過年度収入41万5,000円をここで補正するものでございます。

続いて、款、項、町債、目、節、臨時財政対策債につきましては3,021万6,000円の決定額となりましたので、ここで978万4,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、歳出になります。16、17ページになります。初めに、款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費、説明欄（3）庁舎管理費の需用費、いわゆる光熱水費でございます。物価高騰等に伴い、年間必要となる推計値から庁舎の電気料につきましては、ここで479万6,000円を増額補正するものでございます。また、説明欄（6）旧寄中学校管理経費につきましても、物価高騰に伴い、年間の必要容量の推計値から電気料40万5,000円を増額補正を行うものでございます。

続きまして、目、企画費、説明欄（3）まち・ひと・しごと創生寄附金事業では、町の啓発方法の一つでもございます民間の広報媒体からの寄附を頂いておりますので、ここで企業版ふるさと納税の推進委託料として2万2,000円を補正するものでございます。

款、総務費、項、徴税費、目、賦課徴収費、説明欄（１）一般経費の手数料でございます。こちらにつきましては、金融機関窓口収納手数料を9,000件分でございます。今回ですね、297万の減額補正をするものでございますが、県内全市町村と金融機関との調整がですね、ここでつかなかったことからですね、松田町におきまして、予算をここで見送るということになりましたので、ここで減額補正をさせていただくものでございます。

次に、説明欄、償還金利子及び割引料でございます。過誤納還付金及び還付加算金につきましては200万円の増額補正となります。この時点におきまして、還付金が見込みより足りないことが判明したことから、今後の想定額を踏まえて、ここで200万円を増額補正するものでございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄（３）一般事務経費でございます。こちらは健康福祉センター雨水縦管修繕といたしまして27万6,000円を補正するものでございます。こちらにつきましては当該のセンターはですね、開設から25年を経過しており、劣化により器具等が外れているところなどが見散され、また、縦管が10メートルほどありですね、倒れることも想定されるため、ここでですね、地震やこれからの災害対策を含めて補正をするものでございます。

次に、説明欄、一般事務経費の委託料として、こちらは物価高騰等に伴い、こちらでも年間必要となる推計値から健康福祉センター指定管理委託料、いわゆる電気料の高騰分につきまして257万7,000円を増額補正するものでございます。次に、工事請負費につきましては、健康福祉センター非常照明設備補修工事165万円の補正となります。こちらにつきましては、令和5年3月にですね、健康福祉センターにおきまして、建築基準法第12条に定められた特殊建築物の定期報告に伴う調査、検査が行われました。その時点でですね、神奈川県から指摘事項があり、今後の是正に向けた計画を至急出すようにということも踏まえましてですね、ここで改善をするための工事を行うものでございます。

次に、負担金補助及び交付金につきましては、社会福祉法人への補助金として450万円を補正するものでございます。こちらは社会福祉法人が運営する施

設、寄地区の特別養護老人ホーム、レストフルヴィレッジにつきまして、利用者が減少傾向にあり、運営的にも非常に厳しい状況にあり、施設としてですね、経営を強化するため、施設の増床を進め、神奈川県に承認申請を提出し、8月上旬にですね、承認を頂いたということでございます。町としてもですね、町民の方が入所している介護保険施設であり、高齢化社会が進んでいる中で重要な施設として捉え、こちらは社会福祉法人への助成に関する条例がございます。第3条に基づき、当該法人への補助金を交付するものでございます。主な交付内容につきましては、当該施設の10床の増床に伴い必要となる機材やエアコン整備などに伴う事業として補助金を交付するものでございます。

次に、説明欄（2）介護保険事業特別会計繰出金につきましては、介護給付費分や繰出、介護給付費分の繰出金や職員給与費等繰出金の実績に伴い1,383万3,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、18、19ページになります、わたりますが、目、老人福祉総務費の説明欄、負担金補助及び交付金につきましては、地域医療介護総合確保基金補助金でございます。町内に整備する介護サービス事業所の整備にかかる費用、また、その開設準備、10分の10の補助事業で、ここでは歳入同額の4,115万1,000円を補正するものでございます。

目、障害者福祉費、説明欄（3）障害福祉サービス等の給付費事業の償還金利子及び割引料につきましては、実績に伴い、また、障害自立支援給付費国庫負担金につきましては547万4,000円、また、障害児施設給付費等負担金国庫返還金といたしまして58万4,000円の増額補正をするものでございます。

次に、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、説明欄、償還金利子及び割引料といたしまして、子ども・子育て支援交付金や子育てのための施設等利用給付費負担金の国・県返還金等について、令和4年度分の負担金の確定に伴い、ここで291万4,000円を補正するものでございます。

また、目、児童福祉総務費の説明欄（9）会計年度任用職員給与費の職員手当につきましては、学童保育事業に伴う期末手当分64万5,000円を、ここで増額補正するものでございます。

続いて、目、児童福祉総務費、説明欄（10）感染総合対策事業では、ハンドソープや検査キット等の消耗品費55万円、こちらは学童、子育て支援センター等、また保育環境改善等事業費補助金80万円、こちらは、さくら保育園、なのはな保育園への消耗品や備品等に伴う補正となります。

次に、目、児童措置費、説明欄（3）児童手当事業につきましては、事業実績に基づき、ここで国庫負担金及び県費負担金の返還金といたしまして371万5,000円を補正するものでございます。

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、説明欄（2）感染症予防事業の償還金及び割引料につきましては、令和4年度分の感染症予防事業費等国庫補助金の確定に伴い、41万3,000円を補正するものでございます。

続きまして、説明欄（4）でございます。未熟児等養育医療費助成事業では、20、21ページになりますが、償還金利子及び割引料といたしまして、事業の国庫の確定に伴い、24万5,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、説明欄（1）新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業につきましては、町村共同システムアウトソーシング等負担金、秋の接種券の追加分といたしまして、ここで33万円を補正するものでございます。

続きまして、償還金利子及び割引料にいたしましては、こちらは、令和3年度分からの繰越分の新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費国庫補助金の確定に伴い、ここで10万9,000円を補正するものでございます。説明欄（2）新型コロナウイルスワクチン接種事業の償還金利子及び割引料につきましては、接種体制事業の返還金といたしまして408万8,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、保健衛生費、目、環境対策費、説明欄（4）鳥獣防除対策事業では、有害獣防止柵設置材料費補助金40万円の補正でございます。こちらは、利用者の増加が見込まれるため、ここで増額補正するものでございます。市町村振興補助金といたしまして、2分の1の補助事業となります。

続きまして、農林水産業費でございます。林業費、林業振興費の説明欄、水源の森林づくり協力協約推進事業費、事業補助金につきましては、当初予算に

対し、単価上昇に伴う森林整備補助金といたしまして、ここで6万3,000円の増額補正をするものでございます。

次に、款、商工費、項、商工費、目、商工振興費、説明欄（3）の商工振興対策事業では、店舗リノベーション支援補助金といたしまして、こちらも利用者の増加が見込まれるため、ここで50万円の、1件分を補正するものでございます。

続きまして、目、観光振興費でございます。説明欄、委託料でございます。桜まつり交通誘導委託料につきましては、こちらの指定管理者の選定により、ここで348万円を減額補正するものでございます。

続きまして22、23ページになります。公園管理費の説明欄（2）西平畑公園管理費につきましては、こちらも指定管理者の選定に伴い、ここで委託料の西平畑公園入園料徴収委託料ほか総額といたしましては1,566万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、説明欄（3）になります。ハーブガーデン管理費においても、指定管理者の選定に伴い、賄い材料費や仕入れ費等の減額補正をここで実施するため1,020万9,000円の減額補正を行うものでございます。説明欄（7）会計年度任用職員給付費につきましても、ハーブ館運営従事者報酬といたしまして449万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、24、25ページ、款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費につきましては、積立金といたしまして、新松田駅周辺整備基金積立金1億5,000万円を補正するものでございます。こちらは、社会資本整備交付金の補助内示率の減少や物価高騰等に伴う燃料費ほか、増額等の影響を加味し、ここです、積立てをするものでございます。

続きまして、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、説明欄、償還金利子及び割引料では、令和4年度分の給付金の確定に伴い、ここで国・県の返還金といたしまして合わせて23万9,000円を補正するものでございます。

続きまして、説明欄（9）になります。教育整備、教育施設整備事業の積立金でございます。教育施設整備基金の積立金につきましては、ここで5,000万

円を積立て増しをし、補正するものでございます。今後の見込みの数値からですね、この額を、5,000万円を積み立てるものでございます。

次に、項、小学校費、目、寄小学校費につきましては、物価高騰等に伴い、こちらも電気料の推計値から、ここで128万円を増額補正するものでございます。また、松田小学校費につきましても、電気料の推計値をもとにですね、450万円を増額補正するものでございます。

中学校費の松田中学校費につきましてもですね、電気料等の推計値から、ここで320万円を補正するものでございます。

次に、松田幼稚園費でございます。（6）の感染症総合対策事業では26、27ページになります。こちらはですね、歳入の教育支援体制整備事業費補助金、この2分の1を活用し、消毒用のアルコールほか消耗品費として50万円を補正するものでございます。

続いて、項、保健体育費、目、保健体育総務費、節、委託料、説明欄（3）スポーツツーリズム推進事業として歳入のですね、企業版ふるさと納税を活用した事業として、新たにスポーツツーリズムの推進委託料を計上し、当初予算のスポーツコミッションの運営委託料につきましては、不採択ということもありましたので、その部分は減額をし、新たな事業を展開するという形で予算を計上しているものでございます。

続きまして、款、項、目でございます。予備費でございます。予備費につきましては、573万の増額補正となり、総額3,324万4,000円となるものでございます。

そして、28ページから33ページにわたりまして、給与費明細書を添付させていただいており、34ページに債務負担行為の関係調書、また35ページに地方債の見込みに関する調書を添付させていただきました。そして、36、37ページにつきましては、100万以上の工事費に伴う説明資料として添付をさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

以上、一般会計補正予算（第3号）につきまして、御審議よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋藤 1点だけ、ちょっとお聞きしたいんですけど、この、ハーブ館が企業のほうに委託されて、移されてますので、どんどんと、この収入も減ったり、支出も減ったりしておりますけども、今、ハーブ館の中の改装が行われているとお聞きしてるんですけど、トイレを新しくしたりとか。その辺を企業にやらせておいて、そこの企業のお金を使っているんですから、町の施設としてお金をそこにつき込んだときの、その施設の権利みたいなもの、その辺がどうなっていくのかが、ちょっと分からないので、お願いできますか。

観光経済課長 今回の御質問なんですけど、確かにハーブ館のトイレ、鉄扉といったものが今、塗り直したりをしております。それは、男女の識別ではないんですけど、色を間違えて、男性が女性のほうのトイレに入ったり、その逆だったりしているものですから、指定管理者が自主的に整備したものでございます。その分については、町と指定管理者の話合いによりまして、帰属というような形になっております。現在の整備した分については帰属というような形になっております。以上です。

10番 齋藤 じゃあ、町に寄附してるみたいな形で動いているという理解でよろしいですか。そういうのが幾つか今後出てくるかとは思いますが、例えば、先ほど福祉施設にお金を出したりとかって、いろいろありますよね。その町が民間に今度お金を出したりする。町の施設に民間がお金を出したりしています。その辺のその基準というか、そういうものはどうなっているんですかね、全体で。ここはよくてここは駄目でとか、ここにはお金を出してもいいとかっていう、基準はどのようになっているんですか。

福祉課長 福祉課のほうのレストフルのほうに出す補助金関係なんですけども、こちらにつきましてはですね、既に町のほうにある条例でですね、社会福祉法人への助成に関する条例というのがございまして、その中で、社会福祉法人のほうにですね、予算の範囲内ということはあるんですけど、町から補助をしていいというものがございまして。今回、また、整備に関するものでお出ししておりますので、これについては条例に基づいて行っているものになります。

10番 齋藤 だから、出すのはいいんですけど、何かそういった、その、町の施設は民間に今、先ほどの件でやらせてますよね。民間の企業にお金も出してますよね。そういった、そのすみ分けというか、一つ一つ、常にやらなきゃ、計算というか、考えて、そこでやっていくものなのか、全く、どこかそういうところに線引きがあるのかどうかっていうことが、ちょっと確認したかっただけなんですけど。

まちづくり課長 質問が大分ちょっと多岐にわたっている感じもするんですけど、すみません、ちょっと担当として分かる範囲でお話をさせていただければと思います。大きく考え方として、今、少し一緒になってしまっているのが、事業を民にやっていただく部分、これ一つ言葉としては、ただ委託っていう言葉もありますよね。指定管理の委託の場合というのは、協定書に基づいて、またあと、施設に関わる設置条例がありますので、これの考え方の中で、いわゆる協定も含めて、約束事の中で整理をされていくものです。例えば、じゃあ民が担う事業、例えば福祉的な事業もいろいろ、私はあまり福祉詳しくないんですけど、保育園、例えば保育園をつくったときに、やはり国やいろんなところから、しっかり補助金をもらって、町としての支出もあって、これを担っていただくための投資もしていますよね。考え方としては、事業を民が担う場合と、あと民にやっていただいているんですけども、それは指定管理、委託という要素、これをひとつ切り分けていただいてお考えいただければ分かりやすいのかな。指定管理の委託の場合は、先ほど申し上げたように、協定もそうですし、条例に基づく協議もそうでしょうし、こういったもので、投資した部分というところの帰属、これはそこそこで定めていくものかなという、私は整理で思っております。

議長 ほかにございますか。

6番 井上 ページ4ページですね、のところで、繰越明許費の中で、スポーツツーリズム推進事業、これはですね、歳出のほうのですね、27ページのところともですね、ちょっと関連するんですけども、事業内容等から教えていただきたいと思いますが、まず、4ページのですね、繰越明許費のほうは、まだ今、8月の段

階ですよ、繰越明許費というのは、この年度内です、執行ができないというふうに見込まれる場合です、繰越明許費で対応するというふうに理解しておりますが、なぜこれが繰越明許費なのか。今の段階で、約半年です、経過した段階で、ここで新たに、今までのスポーツコミッション運営委託というものから、これが事業不採択になったのでスポーツツーリズム推進委託料ということに切り替えになったと。それに伴って、財源的にも寄附金のほうが、特定寄附金を財源とするということであれば、新たな事業であれば、今年度内に終わらないという見込みであれば、継続費の設定というのが望ましいのではないかなというふうに思うんですね。ただ、それを、なぜ、ここで繰越明許費にされたのか。そのスポーツツーリズム推進事業の中身自体が、こういうふうな、ある程度です、半年じゃ終わらない事業を見込まれたのであれば、12月とかです、3月の時点で繰越明許費という補正予算は理解できますが、全くこれは、スポーツツーリズム推進委託料というものの事業内容が新しいものであって年度内に終わらないというものは、継続費とすべきではないかなというふうに思います。ですので、なぜ繰越明許費となったのか。また、そのスポーツツーリズム推進委託料で、ここで新たに3,000万円の補正となった、その事業内容、事業の性格、内容等からです、その辺もちょっと理解できる部分があるのかなというふうに思いますので、詳細の説明をお願いいたします。

参事兼政策推進課長

まずです、繰越明許費につきまして、1つの…は継続費という今、話がありましたが、継続費は年度年度の事業を確定をし、それをもって必ず継続するというので普通継続費を立てるので、今回の事業につきましては、スポーツツーリズムということで、スポーツと観光を年間通してやっていきたいと、ような相手方の事業展開がございまして、もしかしたら年度内に終わる可能性も、もしくはあるかもしれません。ただ、相手方の年間を通してのいろんなイベント、またスポーツを介してやるということで、なるべく年度内に終わらせたいこともあるんですけども、いろんな事業が重なる中で、来年どうしても…という可能性があるということも踏まえて、今回は繰越明許費、その性

質をですね、させていただいたということで、合わせて計上したものでございます。以上です。

教 育 課 長 事業内容につきましては、教育費ということで、私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、スポーツツーリズムというのが、どういったものかという簡単に御説明をさせていただきます。スポーツの観戦や参加を目的として、その地域を訪れる観光活動というふうな定義がされております。スポーツの観戦や参加を目的として、その地域を訪れる観光活動というような定義がなされております。そのためにはですね、町民の方にまず運動…町民の方にまず運動習慣を継続的に積極的に取り組むことのできる環境づくりを整備し、環境を整備し、相乗効果、波及効果を起こすことによって、スポーツを核としたまちづくりというものを推進し、町の活性化を図っていくというような、大きな目的がございます。その中で、マーケティングから始まり、アセスメント、町の強みを生かした誘客イベントの、イベント事業の実施、それらをトータルして提案して、さらに伴走を…や担うべき領域をしっかりと受け持ってくれるような、今の段階では提案を受けて、事業を実施していく予定でございます。見て知って楽しんで、また来てもらうような相乗効果のあるようなサイクルをつくり出す仕掛けをですね、これからしていくというところでございます。

具体的にはですね、松田町で言えば、地域資源であるボルダリングであるとか、グラウンドあります、また屋内運動場を活用してサッカーであるとかフットサル、ソフトボールなどをですね、アウトドアスポーツですね、また、卓球であるとかバドミントンなどのインドアスポーツ大会の実施であるとか、そういった…また、自然を生かしたサイクルスポーツなど、いろいろなものが考えられるというところで、現在、様々な展開をイメージしております。それをどう展開し開催していくかというのはですね、我々といたしましても、現在、プロポーザルを視野に入れて考えているところでございます。また、様々な取り組みゆえ、季節というものも一つ考慮に入れなければいけないというところで、こういう暑い時期にはなかなかできないものがあります。そういったものを考

えてですね、通年を通じて実施をして取り組んでいくというふうな事業実施を考えております。以上でございます。

参事兼政策推進課長 ちょっと補足的になります。この事業につきましては、スポーツコミッションに関する事業ということで、今、町として、相手方ですね、寄附によって、こういうものに充ててもらいたいという中での計画でございますが、まず、スポーツコミッション事業という観点で、要は、松田町ですね、合宿をしてもうための誘致、あるいは町民とですね、交流ができる場を創出する事業展開、そしてスポーツを通じて地域内での協力や連携が醸成されてですね、経済循環が図られるという提案を求める事業がまず一つあります。そのための実証実験をどのようにやっていくかというのを、先ほど言いましたプロポーザル方式の中で提案を求めるというものがございます。

もう1つがですね、今ですね、中学校の部活動等の移行が叫ばれている中でですね、その移行に伴うプログラム等を通じてですね、様々なコミュニティーの活性化と子供の健全育成を図るために、どのような企画提案がされるかというところも求める事業が2つ目。

3つ目にですね、スポーツによる地域活性化とプロモーション、イベント等を通じて、松田町の様々な地域課題にどのように解決に向けて取り組んでいくかというための事業展開を企画提案をしてもらうための事業が3つ目になります。

総合的に、このような事業を松田町として展開するために企画提案を求めるプロポーザルを早急にやっていきたいというふうに考えている事業でございます。以上です。

6 番 井 上 ちょっと全体、総合的な話としてはですね、理解できるんですけども、例えば、じゃあこれをですね、委託料ということですので、どういうふうな団体を想定をされているのか。プロポーザル方式でということであればですね、今、説明を頂いたのは、一応全部ですね、プロポーザル提案をしていただくと、その中から町のほうでそれぞれの提案を採択をしていくということと考えればいいのか。あとですね、今、様々な説明、教育課長と政策推進課長のほう

から頂いたんですけれども、これらはですね、全部一体、一つですね、委託先なのか、それとも、それぞれ、提案の内容とかですね、そのスポーツのほうも、観光から学校の部活動に対する企業提案等の、企画提案等ですね、説明がありました、全部一体のものとしてですね、委託先を決定をしていくのか。それぞれの内容に伴ったですね、部分で適正な委託先をですね、それぞれ考えていくのか、あたりがですね、ちょっと見えてこない、全体的にどういふ…この予算の3,000万という委託料としてはですね、大きい金額だと思います。どのように、その辺を考えておられるのか、お伺いをいたします。

参事兼政策推進課長 質問ありがとうございます。そうですね、3,000万という事業なのでということもあります。その中で、町としては、先ほど言った、1、2、3つ、確実に一体化しての事業展開として募集をする形で今考えています。先ほど、私のほうが、スポーツコミッションに関する事業と中学校の部活動の移行に関するモデル事業、そしてスポーツによる地域活性化とプロモーション、それに対するプロモーションやイベントの企画の実施という、この3つを総合的に企画提案をしてくれている事業者さんを募集するために、プロポーザルでやると。なおですね、このような事業を大きく展開している、スポーツ関連とか企画提案の会社は結構います。ほかの市町村でも、例えば平塚市なんても、結構動いてますので、そういうところが提案してくれるという形で私は考えておりますので、広く募集するために、プロポーザル方式ということを考えておりますので、早い段階で要項、要領をつくってやっていきたいというふうには考えております。以上です。

6 番 井 上 それらを全て網羅して対応できるふうな、できるという企業をですね、決定をしていくというところでは理解ができました。そうしますとですね、なかなか、あと期間的な部分ですね、一番最初には繰越明許費ということだったんですけれども、それらをですね、提案、プロポーザル提案を受けてから、それらの選考、それから委託契約ということだと、大分時間がかかるということで、どうしてもその辺は年度内に終わらないために繰越明許費の設定をされたのかなというふうに理解をしたいと思います。そうしますとですね、この事業

期間については、現段階ではですね、どの程度の期間を見込んでられるのか、お伺いをいたします。

参事兼政策推進課長　これから募集要領をつくりながら、計画の中では、来年度の四半期ぐらい…
ごめんなさい、第1四半期。

町　長　事業についてはですね、9月いっぱいまでにプロポーザルで事業者を決めて、10月から約半年間プラス1か月ということで来年の令和6年の4月を末で考えて募集をしていきたいというふうに考えてます。以上です。（私語あり）

改めて申し上げますと、本年9月ですね、この議会が予算を認めてもらった後にですね、早急にまとめさせていただいて、9月いっぱいまでに事業者を決めさせていただいて、事業者が10月の中旬ぐらいからスタートできるように、けつを令和6年の4月末までに事業を全て、報告書も含めて事業を終わらせていただくということで募集をかけようということで考えてましたので、繰越明許費ということで予算を計上させていただきます。以上です。

6 番 井 上　分かりました。なかなか、大変な期間設定だと思いますが、今のは、9月までにプロポーザル提案を受けて事業者を決定すると。その決定した後、10月から4月末までがですね、今年度の部分の事業期間だと。ですので、3月は超えてしまうので、繰越明許費の設定をされたということで理解はしました。終わります。

議　長　この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

御異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第33号令和5年度松田町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。